

東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を

立川市でも導入要望に関する陳情

住所 立川市

氏名 奥澤優耶

連絡先

1 陳情の要旨

育児の休養と育休から職場復帰へ向けた準備。また能力開発の時間を確保する。

2. 陳情の理由

1. 休養を確保する

一時預かり保育の場合、雨の日に傘をさして(レインコート)赤ちゃんを抱っこやベビーカーに乗せて(自転車を含む)移動する必要があります。また、その時にオムツ、哺乳瓶、ミルクや離乳食、バスタオルや着替えなどを持参する必要がありますが、ベビーシッターの場合は自宅の中で完結するので、これらの作業が減ることで負担軽減につながります。

2. 職場復帰や能力開発

一時預かり保育では、土日祝日の利用では人気があり抽選になっています。よって抽選に外れた場合、土日祝日で勉強会や講座に参加したいと思っても参加しにくい状況ですが、ベビーシッター制度があれば、例えば一時預かり保育の抽選に落ちてしまったとしても、ベビーシッターさんをお願いをするということで選択肢が広がります。

3. 保護者の費用面での負担軽減

東京都が行っているベビーシッター利用支援事業の一時預かり保育では、毎月 12 時間でベビーシッターさん 1 時間 2,500 円を上限として使えるようになっています。多胎児の場合は毎月 24 時間になります。例えばこれを立川市内で行っている一時預かり保育で考えますと、1 時間の利用でおよそ 500 円です。よって毎月 12 時間利用したとすると 6,000 円です。これを 1 年間続けると 72,000 円です。これを 2 年間続けると 144,000 円です。つまり、東京都のベビーシッター利用支援事業一時預かり保育を活用することで 2 年間で 144,000 円の節約になります。

4. 産後うつや虐待防止と健全な家庭環境の構築

東京都のベビーシッター利用支援事業一時預かり保育では 1 年 365 日 24 時間シッターさんが空いていれば利用可能ですので、夜中赤ちゃんの夜泣きで辛い時期にもお願いをすることが可能です。これらを活用することによって、お母さんが産後うつになってしまったり、子供に虐待をしてしまったりすることを防止することができます。また、その結果として健全な家庭環境を構築することができると考えています。

終わりに

上記の理由から立川市でも東京都のベビーシッター利用支援事業一時預かり保育を導入していただきたく、陳情書を提出させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

令和 6 年 11 月 21 日

立川市議会議長 殿